

覺

皇運隆興竟萬國阜絕我為越公卿主意向征國
之本以為之析極全不肖方之重任蒙事業及遷延
以不相欣分悔之身共自然歸遠之地舊來之流弊殆
相除日近若虞改其方今般嚴之藩政改革感激奮勵
可改汝水又其意之體得一二酒同力既往不論海內外
是而各其職掌吃其美利大舉之得為隱事

六月十日

私前知舊事

口達

知事公而布教為所如免而舊政不振於今宜知
地任之強也限向之少憂者以為所策平竟如不
不堪乎任責重也此只愛慚愧之至因今嚴嚴

陽祥院標以津輕ヲ恢復セシメテヨリ所代トシテ予ハ世
至迄割據封建ノ形勢ニテ我々地人民ノ如クシ君臣ノ義
以テ相接ス其禮内ハ其相應ノ制度ヲ立テ食ヲ其釣合
以テ備(置)外侮ヲ受サレシメテ職掌ノ治ヲ安ナリシカ
トモ方今皇政ノ復興古ノ盛ニ時ニ當リ徳川氏二百餘年
采花モ其日ニ勢力ヲ衰ヘ日新ニ政體ヲ導キ奉ルヘキナリ厚
我々地人民ノ如ク日本中盡ク天朝ノ地人民ニシテ我々有ス
道理無ク義ヲ辨ヘシテ諸侯ノ如クモ版籍奉還ノ義ハ
天朝ヨリ割以テ地ヲ治知事ノ人下ニ給ハル共兇申申スヘキナリ
モ無ク是處未モ不似ル禁ヘ十分一ノ家祿ヲ賜リ當否
知事職多^ク你^ハ什^ハ六^ハ日^ハ末^ハ君^ハ臣^ハノ恩^ハ義^ハヲテ儘頭支配
ナシテ六日末ノ親昵以テ編テ指揮モ所屬上下協和ス
敵愾ナリシハ誠ニ難者ナリ事人々然者予カ元比國

主ナリシモ今ハ天朝ノ官人ナレハ前条ニ申ス我々疆内相應
制度ナト申海多ク府藩縣一體ノ天朝ノ規則ニ依リテ
知事ノ職掌ヲ失フ次ナリ抑
天朝ノ所旨趣ニ此日本國人民ノ知覺ヲ開キ萬國ノ尊越
シタル邦トシテシトノ至公至仁遠大
敵愾ニシテ然ハ一夫モ其所ヲ不得サルモノナリ各生活ノ道ヲ
得各其宜有リ達セシメントノ所旨趣ナルヲ白染ノ羽白各
慣レ依リテ能ナリモ祖先ノ印勇ナリ中唱迄世祿
多^ク張スル天^ハ對^シテ愧且怖ルヘキ事ナラヤ斯レハ以テ
一新ノ世ニ達スルモノハ各己カ分ヲ顧ミ誠心ニ若職掌
ヲ盡シテ時用ニ供セント思時ニ更ニ難哉トスヘキ事ノモノ
且又各天分ノ知覺器量ノ磨勵シ才力ヲ養ヒ得ル時ハ

農民ヨリ大参事ノミ 天朝ノ官人トモ成昇スヘケルハ實ニ面自
張合ニテ亦也態ニ生レ過タルニ云ヘシサレハ。天朝ハ才能經
濟兵學イテ夫ハ人オ所豈庸有之 皇國ハ分ノ富強トモ
為成竟ニ外國ヲ制覇スル内冠絶スル邦タラントノ御主
意ニハ滿今各國ノ形勢ヲ察スルニ英佛魯米ノ如キ日強リ
月大ニテテ亦恐今ヨリ 皇國ニテハ彼等凌瀝ヲ受ケ大害シ生
ツト眼ヲ向ケ之ヲ破存ス依ト深キ 慮慮モ亦為在
御政體ヲ為之ヲ得者我等モ其方 起テ尊奉シ夙夜ナリ
盡力スル印今日ノ勤王也カリ目的ノ立タルニ六在職ノ者ハ
勿論其他ノ士庶ニ至テ人ノ誹議ヲモ他ノ嫌疑ヲモ顧ス覺テ
後止ム心ヲ以テ亦方 起テ奉行スルコト職事ノ人死スル共國事
ニ死スルモ王事ノ人死スル共中ノ處多シカハ 起テ奉行スルハ
朝廷ニテ亦不朽之名青史ニ載セラルトノ御布告モアルニハ

我亦初各モ新然ト疑念ナリ奉スヘキ也如斯
慮慮モ辨ナク恒ニ存シモ勤王モ勵マシ自分困窮
ヲ招キテ難儀ヲ唱ヘ度ラ 御旨 起テ奉行スルハ其上旨 起テ
奉行スル者我等ニテ之ヲ守リ務ルハ各ノ職分ナリ
以次ヤハ府縣モ曰一事ニ共藩侯ハ一際尊奉セス
テハハサレ誤ルナリ 其子細ハ府縣ハ 天朝ヨリモ人材
多シハサレ特ニ度直ニ成スル知事漢事ノ如ク先知
賢愚ノ論ナリ從來モ地ノ民ト恩義アリハこそ難今
敵慮ニハ日者モ士民ノ望ニ任セシ知事ノ重職ヲ授ケ
ラシテテ免死モ士民ノ君ヲ知事ノ知事ハ又若
日ノ臣リ月今ノ支配タル上下ノ情通達スルモ疎キ慮

天朝の申越えも早く貫徹せしめんとす人、府縣の
ルの道にあらざるや、彼を之と反て、士民、其知事、命を
違ふが、知事、有らざる無きなりとハ、天朝、如何に
其知事たる事、を許さず、人、自然に、我、其力を盡せ
天朝、申越えも、人、有らざる、力の限、愈、愈、
愈、勉、テ、度、成、ハ、本、度、を、陰、羽、七、州、の、規、範、と、成、テ、
實、効、を、之、と、め、ん、と、を、知、事、に、職、掌、と、す、時、ハ、
四、東、の、恩、義、我、に、益、重、く、して、臨、祥、院、様、を、初、め、
一、身、意、を、申、上、し、然、る、に、東、の、習、俗、を、見、或、ハ、後、
る、人、或、ハ、我、儘、を、極、長、知、事、に、命、を、お、の、せ、ら、る、
我、亦、速、に、免、せ、ラ、レ、テ、官、人、を、皆、知、事、と、す、人、時、其、
置、お、佑、應、を、ら、る、と、孫、撫、と、な、る、天、朝、抗、え、ハ、
即、逆、賊、と、ハ、思、天、罰、に、お、た、ら、ん、と、を、長、州、の、激、徒、
に

設、監、ト、も、な、る、と、斯、期、と、して、降、伏、或、ハ、膝、
タ、レ、テ、モ、所、謂、狗、死、と、我、祖、宗、に、神、靈、い、う、て、地、
よ、み、と、仕、法、と、事、あら、ん、や、され、を、心、を、お、か、
客、氣、と、去、り、始、終、を、お、り、四、東、の、恩、義、我、に、絶、する、と、我、
知、事、の、職、掌、と、を、陰、羽、七、州、に、任、意、せ、ん、と、を、丁、寧、
返、徴、と、告、諭、し、及、あ、也、

キ六月ナリ

告諭

天地、降、帝、其、間、人、民、生、ぜ、り、各、天、職、を、
或、ハ、農、ト、モ、工、商、ト、モ、な、る、と、し、る、と、之、を、
時、ハ、我、意、を、働、く、と、の、あ、る、と、他、を、妨、け、其、職、業、
事、能、ハ、其、故、其、力、能、勝、レ、タ、者、ハ、月、俸、を、
三、裁、判、ナ、ル、事、と、民、の、務、た、る、と、モ、天、子、則、チ、

六十余人ヲ撰ミ其年ヲ六十金川、今キモ多ク官吏トシテ
名ニ出スルモノハ其下モ多クノ職役ヲ置テ其出
治リシ也又内外ノ御番備ヲ備人爲兵卒トシ民ノ強健
者多ク撰ミ置テ其年期過ルモノモ又農ノ爲
都ヘク上ト農ノ所環テ通シ治メタル時モ郡縣ノ
次申ルル中世 皇國ニ弛解セシムル一源頼朝
日本總追捕使ノ号トシ討ハルル我部將トシ六十
府内ニ守藩職トシテ天朝ノ土地人民ヲ私取
ル其部將トシテ土地ヲ私分シ其ノ部將トシ
其士卒ヲ食禄ヲ與ヘ其將トシ士卒ヲ食禄トモ
シ其子弟ヲ食禄トモシ然ルモノ子孫或ハ却
弱チル父祖ノ業ヲ絶テタル者有ルハ又罰

農ヲ強壯シ者ト撰ミ其年ヲ六十金川、今キモ多ク官吏トシテ
名ニ出スルモノハ其下モ多クノ職役ヲ置テ其出
治リシ也又内外ノ御番備ヲ備人爲兵卒トシ民ノ強健
者多ク撰ミ置テ其年期過ルモノモ又農ノ爲
都ヘク上ト農ノ所環テ通シ治メタル時モ郡縣ノ
次申ルル中世 皇國ニ弛解セシムル一源頼朝
日本總追捕使ノ号トシ討ハルル我部將トシ六十
府内ニ守藩職トシテ天朝ノ土地人民ヲ私取
ル其部將トシテ土地ヲ私分シ其ノ部將トシ
其士卒ヲ食禄ヲ與ヘ其將トシ士卒ヲ食禄トモ
シ其子弟ヲ食禄トモシ然ルモノ子孫或ハ却
弱チル父祖ノ業ヲ絶テタル者有ルハ又罰

平家家統いふこととて、
世に病み減損し、
乃てその事と爲く、
時勢の止む事と爲く、
予の心の中に、
建武の政と、
の安んずる、
予の心の中に、
建武の政と、
の安んずる、

沙家知く、
所家知く、
予の心の中に、
建武の政と、
の安んずる、
予の心の中に、
建武の政と、
の安んずる、

肥郷——一五家合々る校事と云はれ
此より西より一五家合々る校事と云はれ
農の士族と云はれし五ヶ保衛校也として
考へると其の——子孫永世に傳へて
郷校と興——人々と教を月しと云ふ
より此の校事と云はれし五ヶ保衛校也として
考へると其の——子孫永世に傳へて

此の校事と云はれし五ヶ保衛校也として
考へると其の——子孫永世に傳へて

十月二十

謹而平然所長

此の十月二十日校事と云はれし五ヶ保衛校也として
考へると其の——子孫永世に傳へて

虎に兩人、其出久し暫く改むる事あり
少疑事なり國民の同深湯望仕虎
也

天能所明瑞也日月有年
愁眉と元終有年義悦
而時人共其多民部
人望も高く其の向ふ所は
多かるべし

懐く思ひ種々好謀石の
概々懐く思ひ種々好謀石の
不此若き人より
その國家を憂ふ
之を大海に清き水
也少人一人情を
より多かるる事
福なり

此五字より金を中作するなり
なりと家の中より通るなり
上領より其野郷なり
按て
殿に於て仙居なり△

△
口盟を結ぶに其國沼郷を以て内合の儀
秋國を授けしに密傳を以て正國を以て田部卿に
至りて其意を以て勅 王に勅を以て大瑞
及び如く中宗に及て其意を以て極其意を
下賜し其意を以て勅 王に勅を以て大瑞
其意を以て勅 王に勅を以て大瑞
其意を以て勅 王に勅を以て大瑞
天部卿に及て其意を以て勅 王に勅を以て大瑞

少壯者止其上蓋以設名者為其多
 相與放之故之也如是全之善之威也
 則其好傳之者必一言也國事也而事
 指其好傳之者必一言也國事也而事
 王名者必一言也國事也而事
 要路之人也其我國之設也自其
 以名者必一言也國事也而事
 少壯者止其上蓋以設名者為其多

悔嗟此善忍。而新亦兼力志。而心懷
慨然。乃當其年。一撫柔使和道。所
後太冬事。推也冬事。中。張設人。人力
撰者。付三事。以之。每。名。運。皇。
人物在。前入。札。改。改。中。付。物。二。心。角
常。恒。平。命。站。中。若。今。力。の。考。る。國。家。と
主。事。と。合。く。三。事。以。之。子。抱。目。の。心。上。に
廣。く。入。れ。居。付。形。を。校。又。出。る。り。各。建。て

[illegible]

家慈撫孤之幽感。爲今日之奸惡。心
 不得舒。然。豈。皮。法。一。言。而。盡。其。意。
 不。與。或。一。反。正。道。今。之。其。君。之。奸。臣。
 邪。者。多。矣。除。之。益。國。民。望。其。長。受。
 忠。臣。之。福。運。可。悲。也。此。少。望。
 也。正。新。延。州。之。新。廣。人。也。如。撥。孝。子。
 之。新。振。之。付。給。商。賈。由。部。參。之。代。別。命。
 之。在。人。命。上。得。此。人。物。付。希。望。以。此。

咸光瑞應碑上水邊心由之所也
初以正作付其為用時亦作付其
上到海心水中之白瑞之雲也
天朝之出心之瑞之可也戴佩之
上 天朝之為國也為之身命也
拋其之精思也何之建列也然所也
誠之也之也

以唐二唐多中

唐德宗

有志其

唐德宗

唐德宗

